

小型移動式クレーン運転技能講習

【内容】

労働安全衛生法・関係法令により、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務には、小型移動式クレーン運転技能講習修了証又は移動式クレーン運転士免許証を所持していないと従事できません。

この講習では、学科2日間・実技1日、計3日間を受講し、規定の成績を得た方に、この技能講習修了証が交付されます。

【受講資格】

(1)一般

特になし(但し、18歳未満の方がクレーン作業を行うことは禁止されています。)

(2)免除

クレーン運転士や玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習の資格をお持ちの方(資格証の写しを提出)

【期日】

区分		期日
第1回	学科	4/15 ^① ・16 ^②
	実技	4月(学科終了後、平日開講)
第2回	学科	5/7 ^③ ・8 ^④
	実技	5月(学科終了後、平日開講)
第3回	学科	6月(平日開講)
	実技	6月(学科終了後、平日開講)
第4回	学科	9月(平日開講)
	実技	9月(学科終了後、平日開講)
第5回	学科	10月(平日開講)
	実技	10月(学科終了後、平日開講)
第6回	学科	11月(平日開講)
	実技	11月(学科終了後、平日開講)

【会場】

一般社団法人日本クレーン協会東海支部半田教習センター
(半田市住吉町 3-155)

【受講料】 消費税 非課税

当連合会会員(賛助会員を含む)、日本クレーン協会東海支部会員
両者の会員 一般 29,000円 免除 27,000円
いずれかの会員 一般 30,000円 免除 28,000円
いずれも非会員 一般 31,000円 免除 29,000円

【定員】

各回5名程度